

議案第 6 3 号

令和 2 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 3 2 9, 3 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 7, 2 8 5, 7 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		19,400,000 千円	157,000 千円	19,557,000 千円
	1 地方交付税	19,400,000	157,000	19,557,000
16 国庫支出金		94,915,507	2,921,026	97,836,533
	2 国庫補助金	57,634,093	2,921,026	60,555,119
17 県支出金		15,044,568	94,784	15,139,352
	2 県補助金	2,888,508	94,784	2,983,292
20 繰入金		13,893,501	197,099	14,090,600
	1 基金繰入金	13,843,303	197,099	14,040,402
22 諸収入		5,309,598	813,097	6,122,695
	3 貸付金元利収入	3,222,791	800,000	4,022,791
	4 雑入	2,043,967	13,097	2,057,064
23 市債		12,391,100	146,300	12,537,400
	1 市債	12,391,100	146,300	12,537,400
歳入合計		242,956,418	4,329,306	247,285,724

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		149,877,081 千円	1,098,200 千円	150,975,281 千円
	1 社会福祉費	92,705,086	177,791	92,882,877
	2 児童福祉費	34,655,039	920,409	35,575,448
5 労働費		307,451	34,841	342,292
	1 労働諸費	307,451	34,841	342,292
6 農林水産業費		1,887,925	122,083	2,010,008
	1 農業費	847,526	65,370	912,896
	2 農業土木費	487,075	49,614	536,689
	3 林業費	184,501	7,099	191,600
7 商工費		6,894,644	2,260,800	9,155,444
	1 商工費	5,538,296	2,260,800	7,799,096
8 土木費		15,529,646	413,076	15,942,722
	4 港湾費	313,610	62,545	376,155
	5 都市計画費	9,867,234	339,079	10,206,313
	7 公園緑地費	658,346	11,452	669,798
9 消防費		5,303,576	1,000	5,304,576
	1 消防費	5,303,576	1,000	5,304,576
10 教育費		13,000,846	399,306	13,400,152

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	2,074,838 千円	273,845 千円	2,348,683 千円
	2 小学校費	1,615,507	48,147	1,663,654
	3 中学校費	926,261	22,151	948,412
	5 社会教育費	2,326,940	8,835	2,335,775
	6 保健体育費	5,846,921	46,328	5,893,249
歳	出	合	計	
		242,956,418	4,329,306	247,285,724

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山南学校給食共同調理場給食業務委託	令和2年度～令和7年度	870,500 <span style="float: right;">千円</span>
浮穴学校給食共同調理場給食業務委託	令和2年度～令和7年度	417,500

## 2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
三津浜学校給食共同調理場 給食業務委託	令和元年度～令和6年度	396,000 千円	令和元年度～令和6年度	421,600 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円 60,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。  3 借入時期 令和2年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年10% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。  3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 1,140,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。  3 借入時期 令和2年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年10% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。  3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 1,240,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ